

3 介護療養施設サービス

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※3)を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が簡単に満たない場合	注 身体拘束防止未実施計算	注 廊下橋が設備基準を満たさない場合	注 若年認知症患者を加算
(1) 症例別型 介護療養施設 サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <従来型居室> 要介護1 (632 單位) 要介護2 (672 單位) 要介護3 (720 單位) 要介護4 (768 單位) 要介護5 (817 單位) 要介護6 (650 單位) 要介護7 (702 單位) 要介護8 (752 單位) 要介護9 (800 單位) 要介護10 (852 單位) 要介護11 (641 單位) 要介護12 (691 單位) 要介護13 (741 單位) 要介護14 (790 單位) 要介護15 (840 單位) 要介護16 (727 單位) 要介護17 (775 單位) 要介護18 (823 單位) 要介護19 (872 單位) 要介護20 (921 單位) 要介護21 (759 單位) 要介護22 (810 單位) 要介護23 (861 單位) 要介護24 (911 單位) 要介護25 (962 單位) 要介護26 (748 單位) 要介護27 (796 單位) 要介護28 (848 單位) 要介護29 (948 單位) 要介護30 (546 單位) 要介護31 (590 單位) 要介護32 (633 單位) 要介護33 (676 單位) 要介護34 (721 單位) 要介護35 (652 單位) 要介護36 (705 單位) 要介護37 (739 單位) 要介護38 (782 單位) 要介護39 (826 單位) 要介護40 (748 單位) 要介護41 (797 單位) 要介護42 (845 單位) 要介護43 (893 單位) 要介護44 (942 單位) 要介護45 (775 單位) 要介護46 (827 單位) 要介護47 (871 單位) 要介護48 (927 單位) 要介護49 (978 單位) 要介護50 (766 單位) 要介護51 (816 單位) 要介護52 (866 單位) 要介護53 (915 單位) 要介護54 (965 單位) 要介護55 (748 單位) 要介護56 (797 單位) 要介護57 (845 單位) 要介護58 (893 單位) 要介護59 (942 單位) 要介護60 (775 單位) 要介護61 (827 單位) 要介護62 (871 單位) 要介護63 (927 單位) 要介護64 (978 單位) 要介護65 (766 單位) 要介護66 (816 單位) 要介護67 (866 單位) 要介護68 (915 單位) 要介護69 (965 單位)	x 95/100	x 95/100	x 95/100	x 95/100	x 95/100
(2) ユニット型 診療所型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型 診療所型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型居室> 要介護1 (812 單位) 要介護2 (861 單位) 要介護3 (911 單位) 要介護4 (962 單位) 要介護5 (748 單位) 要介護6 (797 單位) 要介護7 (845 單位) 要介護8 (893 單位) 要介護9 (942 單位) 要介護10 (775 單位) 要介護11 (827 單位) 要介護12 (871 單位) 要介護13 (927 單位) 要介護14 (978 單位) 要介護15 (766 單位) 要介護16 (816 單位) 要介護17 (866 單位) 要介護18 (915 單位) 要介護19 (965 單位) 要介護20 (748 單位) 要介護21 (797 單位) 要介護22 (845 單位) 要介護23 (893 單位) 要介護24 (942 單位) 要介護25 (775 單位) 要介護26 (827 單位) 要介護27 (871 單位) 要介護28 (927 單位) 要介護29 (978 單位) 要介護30 (766 單位) 要介護31 (816 單位) 要介護32 (866 單位) 要介護33 (915 單位) 要介護34 (965 單位)	x 70/100	x 95/100	x 95/100	x 95/100	x 95/100
(3) 初期扣減	(1) 月に1回(30単位を加算)					
(4) 退院時 指導等 加算 (※1)	b. 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) c. 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) d. 退院時指導加算 (400単位) e. 退院時情報提供加算 (500単位) f. 退院前連携加算 (500単位)					
(5) 介護看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)						
(6) 食事マネジメント加算 (1回につき 14単位を加算)						
(7) 栄養管理改善加算 (※1) (1回につき 300単位を加算)						
(8) 経口移行加算 (※1) (1回につき 28単位を加算)						
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1回につき 30単位を加算)						
(10) 口腔衛生管理加算 (※1) (1回につき 90単位を加算)						
(11) 健食加算 (1回につき 6単位を加算)(1回につき3回を限度)						
(12) 在宅復帰支援復能加算 (※1) (1回につき 10単位を加算)						
(13) 特定診療費 (※1)						
(14) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (I) (1回につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1回につき 4単位を加算)						
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入院後7日に限り 1回につき200単位を加算)						
(16) 併用支度加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)						
(17) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算 (IV) (1月につき 6単位を加算)						
(18) 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき + 千円定額 × 26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき + 千円定額 × 19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + 千円定額 × 10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき + 三(三)の80/100) (五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき + 三(三)の80/100)						

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に満たない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。